

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十一号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（平成十八年三月奈良県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第九号」を「第十号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。